

●施設について

- ① 区域 大阪市全域
- ② 期間 12月16日～12月29日
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

対象施設		要請内容
接待を伴う飲食店 (キャバレー、ホストクラブ等)、 政令対象※の酒類の提供を行う飲食店 (バー、ナイトクラブ、カラオケ店等)	業種別ガイドラインを遵守 (感染防止宣言ステッカーを導入) していない施設	休業を要請
	遵守(導入)している施設	営業時間短縮(5時～21時)を要請
その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)		営業時間短縮(5時～21時)を要請

※ 特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設

※ 上記のほか、現在、施設に要請している内容については、継続して要請を実施。(別添参考資料3)